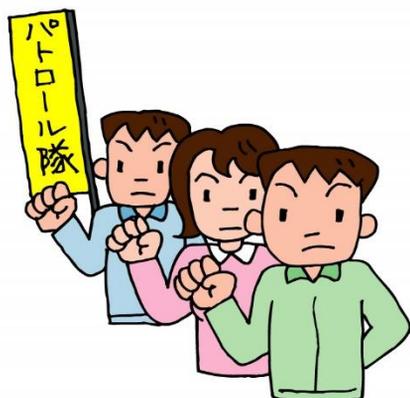


## 令和2年度北上市少年センター補導活動開始

6月から令和2年度の補導活動がスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で少年補導員全員での例年どおりのスタートとはなりませんでした。

しかし、イベント等の中止や国の緊急事態宣言解除の反動から外出する人が増加し、少年が犯罪に巻き込まれたり、非行に走る恐れもあるとの意見もあり、また、岩手県内では少年の万引き事件が増加しているとの報告もありましたので、これらの防止を念頭に街頭補導活動を強化し、日本の未来を担う少年たちを守っていきます。



### 令和元年度の北上警察署管内における少年事件検挙・補導状況

		令和元年	平成30年	前年比
刑法犯		12	3	+9
内 訳	万引き	7	1	+6
	恐喝	2	0	+2
	その他	3	2	+1

## 毎月第3日曜日は「いわて家庭の日」

青少年が、健やかに成長する基盤は家庭にあります。子どもたちと向き合う時間、ちゃんと作っていますか。家族みんなで過ごす時間が少なくなっていないですか。「いわて家庭の日」は家族を振り返り、家庭を大切に、ふれあいを深めるきっかけとする日です。

各家庭での「家庭の日」は第3日曜日でなくとも構いません。それぞれの家庭で話し合い、子どもたちの誕生日を「家族の日」としたり、ご両親の結婚記念日を「家族の日」としてみんなで祝いすることでも、それが家族・親子のふれあいを深めるきっかけになれば良いのです。月1回の「家庭の日」を設けてみましょう。



### 北上市少年センター悩み相談室

少年センターでは、少年またはその保護者からの相談を受け付けています

悩むより相談してみましよう

相談時間 月～金 9:00～17:00

場 所 北上市大通り一丁目3番1号

おでんせプラザぐろーぶ3階

北上市少年センター

電 話 0197(72)8302

### 出前講座のご案内

少年センターでは街頭補導活動から見える現代の少年たちを取り巻く環境等についての出前講座を行っています。

講座の問い合わせ等は北上市生涯学習センター「遊・YOU学園」までお願いします。

電話 0197(72)8303



# 青少年の非行・被害防止県民運動 7/1～8/31

毎年7月、8月は、岩手県の「青少年の非行・被害防止県民運動」期間です。

「青少年は地域社会から育む」との観点で、家庭、地域、職場等が一体となって青少年の非行・被害防止に取り組んでいきましょう。

全国では、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、性被害児童数が近年増加傾向となっています。また、新聞報道にもあったように新型コロナウイルスによる緊急事態宣言で外出自粛中、両親不在の家で子供が性行為に及び、望まぬ妊娠が去年の3倍にも及んでいる等、子どもの性被害は深刻な状況にあることから、これらの対策を重点的に推進します。

## 重点課題

- 1 インターネット利用等に係る子供の性被害の防止
- 2 有害環境への適切な対応
- 3 薬物乱用対策の推進
- 4 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止
- 5 再非行(犯罪)の防止
- 6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

北上市少年センターでは、街頭補導活動時に「愛の一声運動」を展開するとともに、青少年の非行防止、犯罪被害防止に取り組めます。



## 安心ネット・守ろうルールやマナー

### 家庭内ルールの心構え

- ① 子どもと一緒に、きちんと守れるルールを作りましょう。
- ② ルール違反が明確になるルールを作りましょう。
- ③ ルールを気分だけで運用しないようにしましょう。
- ④ 決めたことを書いて貼りましょう。

### 具体例

- ① 困った時にはすぐに相談する。
- ② 友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ③ インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- ④ 利用する場所や時間帯を決める。
- ⑤ パスワードは保護者が管理する。
- ⑥ お金がかかる場合は事前に相談する。
- ⑦ 名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ⑧ 知らない人からのメールに返信は絶対しない。
- ⑨ ルールを破ったら、一時利用禁止とする。



## 自転車も交通ルールを守ろう

最近、巡回補導活動をしている時、自転車の交通ルールを守らないで走る大人や学生が多く見受けられるようになりました。

特に

大人はスマホを見たり操作しながらの運転と信号無視  
学生はスマホ操作のほか2台以上の並進  
が多くみられます。

4月以降、小学生や中学生の交通事故も発生しています。  
交通事故に遭わないためにも交通ルールを守りましょう。

### 交通違反の例

- ① 信号無視
- ② 通行区分違反(基本的に車道走行)
- ③ 一時停止違反(一旦停止して、地に足を付け安全確認)
- ④ 遮断機が下りた踏み切りへの進入
- ⑤ ブレーキ等の整備不良自転車の運転
- ⑥ 安全運転義務違反

〔 スマホ・携帯電話やイヤホンで音楽を聞く等のいわゆる「ながら運転」、  
「夜の無灯火走行」、「二人乗り」、「かささし走行」、「並走運転」等  
※ 違反をすると自転車でも場合によっては処罰されることがあります。 〕



- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
○ 飲酒運転 ・二人乗り  
・並進の禁止  
○ 夜間はライトを点灯  
○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

